

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年5月21日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年3月31日（宇治市監査委員公表第5号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業地域振興部 文化自治振興課
監査期間 令和2年1月7日から令和2年2月25日

措置状況等 (改善内容)	監査結果 (指摘事項)
受託者より提出のあった「使用料収入状況報告書」等を当該課において速やかに確認した上で調定するとともに、入金遅れについては、受託者に早期の入金を徹底するよう指導しました。	1 文化会館使用料において、調定及び市への入金の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。